

大 阪 市 公 報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

規 則

- 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部を改正する規則 3

告 示

- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定 5
- 長居陸上競技場ほか5施設の臨時開場及び供用時間の変更の承認 5
- 鶴見緑地球技場の臨時開場の承認 8
- 南港中央野球場及び南港中央庭球場の臨時開場及び供用時間の変更の承認 8
- 靱テニスセンターの臨時開場及び供用時間の変更の承認 9
- 大阪城弓道場の臨時開場の承認 10
- 大阪市中心部中央体育館の臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更の承認 10
- 大阪市立東淀川体育館の臨時開館及び臨時休館の承認 13
- 大阪市立北スポーツセンターの臨時開館の承認 13
- 大阪市立西スポーツセンターの臨時休館の承認 13
- 大阪市立天王寺スポーツセンターの臨時開館の承認 14
- 大阪市立浪速スポーツセンターの供用時間の変更の承認 14
- 大阪市立西淀川スポーツセンターの臨時開館の承認 15
- 大阪市立東淀川スポーツセンターの臨時開館の承認 15
- 大阪市立東成スポーツセンターの臨時開館の承認 16
- 大阪市立生野スポーツセンターの臨時開館の承認 16
- 大阪市立旭スポーツセンターの臨時開館の承認 17
- 大阪市立城東スポーツセンターの臨時開館及び供用時間の変更の承認 18
- 大阪市立阿倍野スポーツセンターの臨時開館の承認 18
- 大阪市立東住吉スポーツセンターの臨時開館の承認 19
- 大阪市立扇町プール及び大阪市立下福島プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認 19
- 大阪市立大阪プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認 20
- 大阪市立浪速屋内プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認 21
- 大阪市立淀川屋内プールの供用時間の変更の承認 23
- 大阪市立城東屋内プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認 24
- 大阪市立鶴見緑地プールの臨時休館の承認 24

○大阪市立阿倍野屋内プールの臨時開館の承認	25
○大阪市立住吉屋内プールの供用時間の変更の承認	25
○大阪市立平野屋内プールの臨時開館の承認	26
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に 関する公告	26
○平成29年大阪市告示第235号(平成29年度における工事請負、 物品の買入れ、借入れその他の契約(政府調達協定の適用を受 けるものを除く。)に係る随時申請における入札参加資格審査 の申請の時期及び方法)の改正	27
○平成29年大阪市告示第236号(政府調達協定の適用を受ける 平成29年度における工事請負の契約に係る入札参加資格並び に資格審査の申請の時期及び方法)の改正	28
○平成29年大阪市告示第237号(政府調達協定の適用を受ける 平成29年度における物品の買入れ、借入れその他の契約に係 る入札参加資格並びに資格審査の申請の時期及び方法)の改正	28
○大阪都市計画公園事業(4・3・1号高見公園)の認可に係る 図書の写しの縦覧	28
○開発行為に関する工事の完了	29
○大阪市国民健康保険被保険者証及び大阪市国民健康保険退職被 保険者証並びに大阪市国民健康保険被保険者資格証明書の更新	30
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定取消し	30
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定取消し	31
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の指定	31
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている 区域の指定	33
○落札者等の公示	34
○道路法違反物件の除却	35
○平成26年大阪市告示第508号(大阪市立駐車場の入庫及び出 庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認)の一部改 正	35
○消防法に基づく火災予防措置命令	36
公 告	
○一般競争入札の執行(中古圧縮積込式小型ごみ収集車の売払い 等)	37
○一般競争入札の執行(天王寺バイパスほか8自転車保管所古自 転車等の売払い)	40
○一般競争入札の執行(廃棄文書の売払い)	44
○一般競争入札の執行(中古普通特種自動車の売払い等)	46

公布された規則のあらまし

◇大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部を改正する規則

- 1 産業廃棄物の保管に関し届け出るべき事項を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、平成29年10月 1 日から施行することにしました。

(平成29年大阪市規則第132号 環境局環境管理部環境管理課)

規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部を改正する規則

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市規則第133号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持
に関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成 5 年大阪市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第29条第 2 項第 1 号イ中「同じ。）」を「同じ。）、水銀使用製品産業廃棄物（同号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物をいう。以下同じ。）又は水銀含有ばいじん等（同項第 2 号ホに規定する水銀含有ばいじん等をいう。以下同じ。）」に、「石綿含有産業廃棄物の」を「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等についてそれぞれ」に改め、同項第 4 号ア中「石綿含有産業廃棄物が」を「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が」に、「石綿含有産業廃棄物の」を「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等についてそれぞれ」に改める。

第29条の 2 第 3 項第 2 号中「石綿含有産業廃棄物」を「石綿含有産業廃棄物、

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」に改める。

第29条の3第1項第7号中「石綿含有産業廃棄物が」を「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が」に、「石綿含有産業廃棄物の」を「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等についてそれぞれ」に改める。

第29条の4第3項中「第2号チ(1)」を「第2号リ(1)」に改める。

附則第2項及び第3項を削り、附則第4項中「(以下「改正前の規則」という。)」を削り、「改正後の規則中」を「この規則による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則(以下「改正後の規則」という。)中」に改め、同項を附則第2項とし、同項の次に次の2項を加える。

(水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の保管に係る届出)

3 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例(平成29年大阪市条例第65号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定により読み替えられた条例第23条の2の3第1項の規定による届出は、第29条の2第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 第29条の2第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる旨
- (3) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等についてそれぞれ容器の使用の有無その他保管の方法
- (4) 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合には、政令第6条第1項第1号ニ及びヘに掲げる積替え及び保管に係る基準に適合するために実施する措置
- (5) 第29条第2項第3号ア又は第4号に掲げる事項に変更があった場合には、当該変更の内容

4 前項の届出書には、第29条第1項第2号から第4号まで及び第7号に掲げる書類のうち必要と認められるものを添付しなければならない。

附則第5項を次のように改める。

5 改正条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第23条の2の3第2項の規定による届出は、第29条の2第4項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 第29条の2第1項第1号及び第2号並びに第4項第2号に掲げる事項
- (2) 産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる旨

附則に次の2項を加える。

6 前項の届出書には、第29条第1項第2号、第4号及び第7号に掲げる書類のうち必要と認められるものを添付しなければならない。

7 附則第3項及び第5項の届出は、平成29年11月1日までに行わなければな

らない。

附 則

この規則は、平成29年10月 1 日から施行する。

告 示

大阪市告示第1202号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の 4 第 1 項の規定により指定緊急避難場所の指定を行ったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

指定緊急避難場所（津波避難施設）

施設名	所在地
田辺三菱製薬株式会社	淀川区加島 3 丁目16番89号

〔以上、平成29年 7 月 3 日指定〕

（危機管理室危機管理課）

大阪市告示第1203号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	平成29年 9 月11日（月）	午前 9 時から午後 9 時まで
長居第 2 陸上競技場	平成29年 9 月 4 日（月）	
	平成29年 9 月11日（月）	
長居球技場	平成29年 9 月 4 日（月）	午後 5 時から午後 9 時まで
	平成29年 9 月11日（月）	

	平成29年9月19日（火）	午前10時から正午まで
	平成29年9月25日（月）	午後5時から午後9時まで
長居トレーニング場	平成29年9月19日（火）	午前9時から午後9時30分まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	平成29年9月3日（日）	午前9時から翌日午前0時まで
	平成29年9月17日（日）	午前8時から午後9時まで
	平成29年9月20日（水）	午前9時から翌日午前0時まで
	平成29年9月22日（金）	午前8時から午後10時まで
	平成29年9月23日（土）から 同月24日（日）まで	午前7時から午後10時まで
長居第2陸上競技場	平成29年9月9日（土）	午前7時から午後9時まで
	平成29年9月13日（水）から 同月14日（木）まで	午前8時から午後9時まで
	平成29年9月16日（土）から 同月17日（日）まで	午前7時から午後9時まで
	平成29年9月22日（金）から 同月23日（土）まで	午前8時から午後9時まで
	平成29年9月24日（日）	午前7時から午後9時まで
	平成29年9月27日（水）から 同月29日（金）まで	午前8時から午後9時まで
	平成29年9月30日（土）	午前7時から午後9時まで
長居球技場	平成29年9月3日（日）	午前9時から翌日午前0時まで

長居トレーニング場	平成29年 9 月 18 日 (月)	午前 7 時から午後 9 時まで
	平成29年 9 月 23 日 (土) から 同月 24 日 (日) まで	午前 9 時から翌日午前 0 時まで
	平成29年 9 月 1 日 (金) から 同月 2 日 (土) まで	午前 9 時から午後 9 時30分まで
	平成29年 9 月 3 日 (日)	午前 9 時から午後 6 時まで
	平成29年 9 月 5 日 (火) から 同月 9 日 (土) まで	午前 9 時から午後 9 時30分まで
	平成29年 9 月 10 日 (日)	午前 9 時から午後 6 時まで
	平成29年 9 月 12 日 (火) から 同月 16 日 (土) まで	午前 9 時から午後 9 時30分まで
	平成29年 9 月 17 日 (日) から 同月 18 日 (月) まで	午前 9 時から午後 6 時まで
	平成29年 9 月 19 日 (火) から 同月 22 日 (金) まで	午前 9 時から午後 9 時30分まで
	平成29年 9 月 23 日 (土) から 同月 24 日 (日) まで	午前 9 時から午後 6 時まで
	平成29年 9 月 26 日 (火) から 同月 30 日 (土) まで	午前 9 時から午後 9 時30分まで
長居庭球場	平成29年 9 月 1 日 (金) から 同月 2 日 (土) まで	午前 9 時から午後 10 時まで
	平成29年 9 月 3 日 (日)	午前 8 時から午後 9 時まで
	平成29年 9 月 4 日 (月) から 同月 9 日 (土) まで	午前 9 時から午後 10 時まで
	平成29年 9 月 10 日 (日)	午前 8 時から午後 9 時まで
	平成29年 9 月 11 日 (月) から 同月 16 日 (土) まで	午前 9 時から午後 10 時まで
	平成29年 9 月 17 日 (日)	午前 8 時から午後 9 時まで

	平成29年 9 月 18 日（月）から 同月 23 日（土）まで	午前 9 時から午後 10 時まで
	平成29年 9 月 24 日（日）	午前 8 時から午後 9 時まで
	平成29年 9 月 25 日（月）から 同月 30 日（土）まで	午前 9 時から午後 10 時まで
長居相撲場	平成29年 9 月 3 日（日）	午前 9 時から翌日午 前 0 時まで
	平成29年 9 月 23 日（土）	午前 9 時から午後 9 時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1204号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	平成29年 9 月 4 日（月）	午前 9 時から午後 9 時まで
	平成29年 9 月 11 日（月）	
	平成29年 9 月 19 日（火）	
	平成29年 9 月 25 日（月）	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1205号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
南港中央野球場	平成29年 9 月 4 日 (月)	午前 9 時から午後 5 時まで
	平成29年 9 月 11 日 (月)	午前 9 時から午後 9 時まで
	平成29年 9 月 19 日 (火)	午前 9 時から午後 7 時まで
	平成29年 9 月 25 日 (月)	午前 7 時から午後 7 時まで
南港中央庭球場	平成29年 9 月 4 日 (月)	午前 9 時から午後 5 時まで
	平成29年 9 月 11 日 (月)	
	平成29年 9 月 19 日 (火)	
	平成29年 9 月 25 日 (月)	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
南港中央野球場	平成29年 9 月 5 日 (火) から 同月 7 日 (木) まで	午前 7 時から午後 9 時まで
	平成29年 9 月 23 日 (土) から 同月 24 日 (日) まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1206号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
靱テニスセンター	平成29年 9 月 4 日 (月)	午前 8 時から午後 9 時30分まで
	平成29年 9 月 11 日 (月)	
	平成29年 9 月 19 日 (火)	
	平成29年 9 月 25 日 (月)	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
靱テニスセンター	平成29年 9 月 1 日（金）から 同月 3 日（日）まで	午前 8 時から午後 9 時30分まで
	平成29年 9 月 5 日（火）から 同月10日（日）まで	
	平成29年 9 月12日（火）から 同月18日（月）まで	
	平成29年 9 月20日（水）から 同月24日（日）まで	
	平成29年 9 月26日（火）から 同月30日（土）まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1207号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪城弓道場	平成29年 9 月 4 日（月）	午前 9 時から午後 9 時まで
	平成29年 9 月11日（月）	
	平成29年 9 月19日（火）	
	平成29年 9 月25日（月）	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1208号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第 4 条第 2 項の規定より読み替えられた同条例第 3 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第 4 条第 2 項により読み替えられた同条例第 3 条第 4 項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開館

施設名	月 日
大阪市中央体育館 第 1 体育場 第 2 体育場 柔道場 剣道場 会議室 トレーニング室	平成29年 9 月 19 日 (火)

2 臨時休館

施設名	月 日
大阪市中央体育館 第 1 体育場 第 2 体育場 柔道場 剣道場 会議室	平成29年 9 月 4 日 (月)
大阪市中央体育館 第 1 体育場 第 2 体育場 柔道場 剣道場 会議室 トレーニング室	平成29年 9 月 25 日 (月)

3 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第 1 体育場	平成29年 9 月 2 日 (土) から 同月 3 日 (日) まで	午前 8 時から午後 9 時 まで
	平成29年 9 月 8 日 (金)	
	平成29年 9 月 10 日 (日) から 同月 11 日 (月) まで	
	平成29年 9 月 12 日 (火) から 同月 13 日 (水) まで	午前 9 時から午後 11 時 まで
	平成29年 9 月 14 日 (木)	午前 8 時から午後 11 時 まで
	平成29年 9 月 15 日 (金) から 同月 17 日 (日) まで	午前 7 時から午後 11 時 まで

大阪市中央体育館 第 2 体育場	平成29年 9 月 18 日 (月)	午前 7 時から午後 9 時まで
	平成29年 9 月 19 日 (火)	午前 7 時30分から午後 9 時まで
	平成29年 9 月 23 日 (土)	午前 7 時30分から午後 11時まで
	平成29年 9 月 24 日 (日)	午前 7 時30分から午後 9 時まで
	平成29年 9 月 26 日 (火)	午前 9 時から翌日午前 1 時まで
	平成29年 9 月 27 日 (水) から 同月 28 日 (木) まで	午前 7 時から午後 11時まで
	平成29年 9 月 29 日 (金)	午前 8 時から午後 9 時まで
	平成29年 9 月 2 日 (土) から 同月 3 日 (日) まで	午前 8 時から午後 9 時まで
	平成29年 9 月 9 日 (土)	午前 7 時30分から午後 9 時まで
	平成29年 9 月 12 日 (火) から 同月 13 日 (水) まで	午前 9 時から午後 11時まで
	平成29年 9 月 14 日 (木)	午前 8 時から午後 11時まで
	平成29年 9 月 15 日 (金) から 同月 17 日 (日) まで	午前 7 時から午後 11時まで
	平成29年 9 月 18 日 (月)	午前 7 時から午後 9 時まで
	平成29年 9 月 23 日 (土)	午前 7 時30分から午後 9 時まで
	平成29年 9 月 24 日 (日)	午前 7 時30分から午後 9 時まで
	平成29年 9 月 26 日 (火)	午前 9 時から翌日午前 1 時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)



大阪市告示第1209号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立東淀川体育館	平成29年 9 月 19 日（火）	午前 9 時から午後 9 時まで

2 臨時休館

施設名	月 日
大阪市立東淀川体育館	平成29年 9 月 4 日（月）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1210号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 北スポーツセンター 第 1 体育場	平成29年 9 月 4 日（月） 平成29年 9 月 11 日（月） 平成29年 9 月 25 日（月）	午後 0 時30分から午後 5 時20分まで
大阪市立 北スポーツセンター 第 2 体育場		午後 0 時30分から午後 4 時まで
大阪市立 北スポーツセンター 多目的室		午後 0 時40分から午後 4 時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1211号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日
大阪市立 西スポーツセンター 第1体育場	平成29年 9 月16日（土）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1212号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 天王寺スポーツセンター 第1体育場	平成29年 9 月19日（火）	午前9時から午後9時まで
大阪市立 天王寺スポーツセンター 第2体育場		
大阪市立 天王寺スポーツセンター 多目的室		

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1213号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速スポーツセンター 第 1 体育場	平成29年 9 月 1 日（金）から 同月 3 日（日）まで	午前 9 時から翌日 午前 1 時30分まで
	平成29年 9 月 5 日（火）から 同月10日（日）まで	
	平成29年 9 月12日（火）から 同月17日（日）まで	※ ただし、利用 申請がない場合に は、大阪市立体育 館条例第 4 条第 1 項の規定による共 用時間どおり閉館 する。
	平成29年 9 月18日（月）	
	平成29年 9 月20日（水）から 同月24日（日）まで	
	平成29年 9 月26日（火）から 同月30日（土）まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1214号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第 4 項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 西淀川スポーツセンター	平成29年 9 月 4 日（月）	午前 9 時から午後 9 時まで
	平成29年 9 月11日（月）	
	平成29年 9 月19日（火）	
	平成29年 9 月25日（月）	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1215号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第 4 項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 東淀川スポーツセンター 第 1 体育場	平成29年 9 月19日（火）	午前10時から午前11 時30分まで
大阪市立 東淀川スポーツセンター 第 2 体育場		午前 9 時30分から午 前11時30分まで
大阪市立 東淀川スポーツセンター 多目的室		午前 9 時30分から午 後 1 時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1216号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第 4 項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 東成スポーツセンター 第 2 体育場	平成29年 9 月 4 日（月）	午後 4 時50分から午後 7 時まで
	平成29年 9 月11日（月）	
	平成29年 9 月19日（火）	午後 9 時30分から午後 8 時50分まで
	平成29年 9 月25日（月）	午後 4 時50分から午後 7 時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1217号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第 4 項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 生野スポーツセンター 第 1 体育場 第 2 体育場	平成29年 9 月 4 日 (月)	午前10時から午後 8 時まで
	平成29年 9 月11日 (月)	
	平成29年 9 月25日 (月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1218号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第 4 項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 旭スポーツセンター 第 1 体育場	平成29年 9 月 4 日 (月)	午後 3 時30分から午後 7 時20分まで
	平成29年 9 月11日 (月)	
	平成29年 9 月19日 (火)	午前10時から午後 2 時45 分まで
	平成29年 9 月25日 (月)	午後 3 時30分から午後 7 時20分まで
大阪市立 旭スポーツセンター 第 2 体育場	平成29年 9 月 4 日 (月)	正午から午後 4 時まで及 び午後 4 時30分から午後 6 時30分まで
	平成29年 9 月11日 (月)	
	平成29年 9 月19日 (火)	午前10時から午後 4 時15 分まで
	平成29年 9 月25日 (月)	正午から午後 4 時まで及 び午後 4 時30分から午後 6 時30分まで
大阪市立 旭スポーツセンター 多目的室	平成29年 9 月19日 (火)	午後 7 時30分から午後 8 時30分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1219号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	平成29年 9 月 19 日（火）	午後 6 時から午後 10時まで
大阪市立 城東スポーツセンター 第2体育場		午後 3 時から午後 8 時30分まで
大阪市立 城東スポーツセンター 多目的室		午後 1 時から午後 3 時まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	平成29年 9 月 1 日（金）	午前 9 時から午後 10時まで
	平成29年 9 月 5 日（火）から 同月 8 日（金）まで	
	平成29年 9 月 12 日（火）から 同月 15 日（金）まで	
	平成29年 9 月 20 日（水）から 同月 22 日（金）まで	
	平成29年 9 月 26 日（火）から 同月 29 日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

**大阪市告示第1220号**

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第2体育場 多目的室	平成29年 9 月 4 日 (月)	午前 9 時15分から午 後 2 時45分まで
	平成29年 9 月11日 (月)	
	平成29年 9 月25日 (月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1221号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第1体育場	平成29年 9 月 4 日 (月) 平成29年 9 月11日 (月) 平成29年 9 月25日 (月)	午前 9 時から午後 1 時まで及び午後 4 時 から午後10時まで
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第2体育場		午前 9 時から午後 3 時まで及び午後 5 時 30分から午後 9 時ま で
大阪市立 東住吉スポーツセンター 多目的室		午前 9 時から正午ま で及び午後 4 時から 午後 7 時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1222号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場（屋外プール）	平成29年9月2日（土）から 同月3日（日）まで	午前9時から午後 5時まで
大阪市立下福島プール 水泳場（屋外プール）		

2 供用時間の変更

施設名	月日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場 体育場	平成29年9月1日（金）から 同月30日（土）まで	午前9時から午後10時まで
大阪市立下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場		
備考 休館日、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日は除く。		

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市公告第1223号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立大阪プール 水泳場（25メートルプール）	平成29年9月19日（火）	午前9時から午後 9時まで
大阪市立大阪プール 水泳場（50メートルプール）	平成29年9月11日（月）	
	平成29年9月19日（火）	
大阪市立大阪プール 飛込プール	平成29年9月11日（月）	
	平成29年9月19日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立大阪プール 水泳場（25メートルプール）	平成29年 9 月 18 日（月）	午前 9 時 から午後 7 時まで
大阪市立大阪プール 水泳場（50メートルプール） 飛込プール	平成29年 9 月 9 日（土）から 同月 10 日（日）まで	午前 7 時 から午後 9 時まで
	平成29年 9 月 16 日（土）から 同月 18 日（月）まで	
	平成29年 9 月 23 日（土）から 同月 24 日（日）まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1224号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	平成29年 9 月 4 日（月）	午後 3 時30分から午後 6 時30分まで
	平成29年 9 月 11 日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成29年 9 月 4 日（月）	午前 6 時15分から翌 日午前 3 時45分まで
	平成29年 9 月 11 日（月）	午前 6 時15分から翌 日午前 3 時まで
	平成29年 9 月 19 日（火）	午前 6 時15分から翌 日午前 3 時45分まで
	平成29年 9 月 25 日（月）	午前 6 時15分から翌 日午前 3 時まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール	平成29年 9 月 1 日（金）	午前 6 時15分から翌 日午前 3 時45分まで

アイススケート場

平成29年 9 月 2 日 (土)	午前 6 時30分から翌 日午前 2 時まで
平成29年 9 月 3 日 (日)	午前 6 時15分から翌 日午前 2 時まで
平成29年 9 月 5 日 (火) から 同月 8 日 (金) まで	午前 6 時15分から翌 日午前 3 時45分まで
平成29年 9 月 9 日 (土)	午前 5 時から翌日午 前 3 時45分まで
平成29年 9 月10日 (日)	午前 6 時15分から翌 日午前 2 時まで
平成29年 9 月12日 (火) から 同月13日 (水) まで	
平成29年 9 月14日 (木)	午前 6 時15分から翌 日午前 3 時45分まで
平成29年 9 月15日 (金)	午前 6 時15分から翌 日午前 2 時まで
平成29年 9 月16日 (土)	午前 4 時45分から翌 日午前 2 時まで
平成29年 9 月17日 (日)	午前 6 時15分から翌 日午前 2 時まで
平成29年 9 月18日 (月)	午前 6 時30分から翌 日午前 3 時45分まで
平成29年 9 月20日 (水)	午前 6 時15分から翌 日午前 2 時まで
平成29年 9 月21日 (木)	午前 6 時15分から翌 日午前 3 時45分まで
平成29年 9 月22日 (金)	午前 6 時15分から翌 日午前 2 時まで
平成29年 9 月23日 (土)	午前 4 時45分から翌 日午前 2 時まで
平成29年 9 月24日 (日)	午前 6 時15分から翌 日午前 2 時まで
平成29年 9 月26日 (火)	午前 4 時45分から翌 日午前 3 時45分まで
平成29年 9 月27日 (水)	午前 6 時15分から翌 日午前 2 時まで

平成29年 9 月 28 日（木）	午前 6 時15分から翌 日 午前 3 時45分まで
平成29年 9 月 29 日（金）	午前 6 時15分から翌 日 午前 2 時まで
平成29年 9 月 30 日（土）	午前 5 時15分から翌 日 午前 2 時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1225号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成29年 9 月 1 日（金）	午前 9 時から午後 9 時45分まで
	平成29年 9 月 3 日（日）	午前 9 時から午後 7 時30分まで
	平成29年 9 月 4 日（月）から 同月 6 日（水）まで	午前 9 時から午後 9 時45分まで
	平成29年 9 月 8 日（金）	
	平成29年 9 月10日（日）	午前 9 時から午後 7 時30分まで
	平成29年 9 月11日（月）から 同月13日（水）まで	午前 9 時から午後 9 時45分まで
	平成29年 9 月15日（金）	
	平成29年 9 月17日（日）から 同月18日（月）まで	午前 9 時から午後 7 時30分まで
	平成29年 9 月19日（月）から 同月20日（水）まで	午前 9 時から午後 9 時45分まで
	平成29年 9 月22日（金）	
	平成29年 9 月24日（日）	午前 9 時から午後 7 時30分まで

	平成29年9月25日（月）から 同月27日（水）まで	午前9時から午後9時45分まで
	平成29年9月29日（金）	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1226号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成29年9月4日（月）	午前9時から午後9時30分まで
	平成29年9月11日（月）	
	平成29年9月25日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成29年9月1日（金）から 同月3日（日）まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成29年9月5日（火）から 同月10日（日）まで	
	平成29年9月12日（火）から 同月18日（月）まで	
	平成29年9月20日（水）から 同月24日（日）まで	
	平成29年9月26日（火）から 同月30日（土）まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1227号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第

3項の規定に基づき告示する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日
大阪市立鶴見緑地プール	平成29年9月26日（火）から同年10月1日（日）まで
	平成29年10月3日（火）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1228号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野屋内プール 水泳場	平成29年9月6日（水）	午後5時から午後9時まで
	平成29年9月13日（水）	
	平成29年9月20日（水）	
	平成29年9月27日（水）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第1229号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立住吉屋内プール トレーニング場	平成29年9月1日（金）から 同月3日（日）まで	午前9時から午後10時まで
	平成29年9月5日（火）から 同月10日（日）まで	

	平成29年 9 月12日（火）から 同月18日（月）まで	
	平成29年 9 月20日（水）から 同月24日（日）まで	
	平成29年 9 月26日（火）から 同月30日（土）まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1230号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立平野屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成29年 9 月19日（火）	午前 9 時から午後 7 時30分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第1231号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東急ハンズ心斎橋店

大阪府中央区南船場 3 丁目 6 - 6

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役社長 池谷 幹男

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号

(3) 変更事項

- ① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 若林 辰雄
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

(変更後) 三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 池谷 幹男
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

- ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社東急ハンズ 代表取締役 吉浦 勝博
東京都新宿区新宿6丁目27番30号

(変更後) 株式会社東急ハンズ 代表取締役 木村 成一
東京都新宿区新宿6丁目27番30号

(4) 変更年月日

(3)① 平成28年4月1日

(3)② 平成29年4月1日

2 届出年月日

平成29年8月17日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階

(2) 期間

平成29年9月1日(金)から平成30年1月4日(木)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年1月4日(木)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第1232号

平成29年大阪市告示第235号(平成29年度における工事請負、物品の買入れ、借入れその他の契約(政府調達協定の適用を受けるものを除く。))に係

る随時申請における入札参加資格審査の申請の時期及び方法)の一部を次のとおり改正する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

第1第2項中「〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号」を「〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館9階」に改める。

(契約管財局契約部契約制度課)

大阪市告示第1233号

平成29年大阪市告示第236号(政府調達協定の適用を受ける平成29年度における工事請負の契約に係る入札参加資格並びに資格審査の申請の時期及び方法)の一部を次のとおり改正する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

第2第1項第2号及び第4第1項第2号中「〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号」を「〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館9階」に改める。

(契約管財局契約部契約制度課)

大阪市告示第1234号

平成29年大阪市告示第237号(政府調達協定の適用を受ける平成29年度における物品の買入れ、借入れその他の契約に係る入札参加資格並びに資格審査の申請の時期及び方法)の一部を次のとおり改正する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

第2第1項第2号及び第4第1項第2号中「〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号」を「〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館9階」に改める。

(契約管財局契約部契約制度課)

大阪市告示第1235号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、大阪都市計画公園事業の認可(平成29年大阪府告示第1130号)に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、その図書の写しを次の場所において

公衆の縦覧に供する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 送付のあった図書の写し

大阪都市計画公園事業

(4 ・ 3 ・ 1 号高見公園)

2 縦覧場所

大阪市福島区野田 1 丁目 1 番86号

大阪市中心卸売市場本場 業務管理棟 6 階

大阪市建設局公園緑化部調整課

(都市計画局計画部都市計画課)

大阪市告示第1236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成29年 5 月31日 大阪市指令都計（開）第13号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住吉区遠里小野 6 丁目81番 1、81番 4

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町 3 丁目 2 番22号

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	18.860m	開発者	開発者	すみ切り 2 ヲ含む
下水道	D=150mm	9.750m	大阪市	—	集水ます I 型インバー ト付 2 ヲ所 新設工
下水道	—	—	大阪市	—	集水ます I 型インバー ト付 1 ヲ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますⅠ型 1ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1237号

大阪市国民健康保険被保険者証及び大阪市国民健康保険退職被保険者証並びに大阪市国民健康保険被保険者資格証明書の更新を次のとおり実施する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 更新期日

平成29年11月1日

2 更新期間

平成29年9月11日から同年10月31日まで

3 被保険者証等の効力

平成29年11月1日以後は、新被保険者証又は新被保険者資格証明書のみ有効とし、旧被保険者証又は旧被保険者資格証明書は無効とする。

ただし、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者に対し、有効期間を6箇月として交付した旧被保険者証については新被保険者証を受領するまでは有効とする。

（福祉局生活福祉部保険年金課）

大阪市告示第1238号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の23第1項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定取消年月日 ④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①有限会社へるぷふる 大阪市住吉区我孫子一丁目5番25号 ②生和園 大阪

市住吉区我孫子一丁目5番35号 ③平成29年8月31日 ④児童発達支援（児童発達支援センター以外）、放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2752020095
（福祉局障がい者施策部運営指導課）

大阪市告示第1239号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により公示する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定取消年月日 ④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①有限会社へるぷふる 大阪市住吉区我孫子一丁目5番25号 ②生和園 大阪市住吉区我孫子一丁目5番35号 ③平成29年8月31日 ④生活介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 ⑥2712001136

（福祉局障がい者施策部運営指導課）

大阪市告示第1240号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり（大阪市淀川区塚本五丁目19番3）

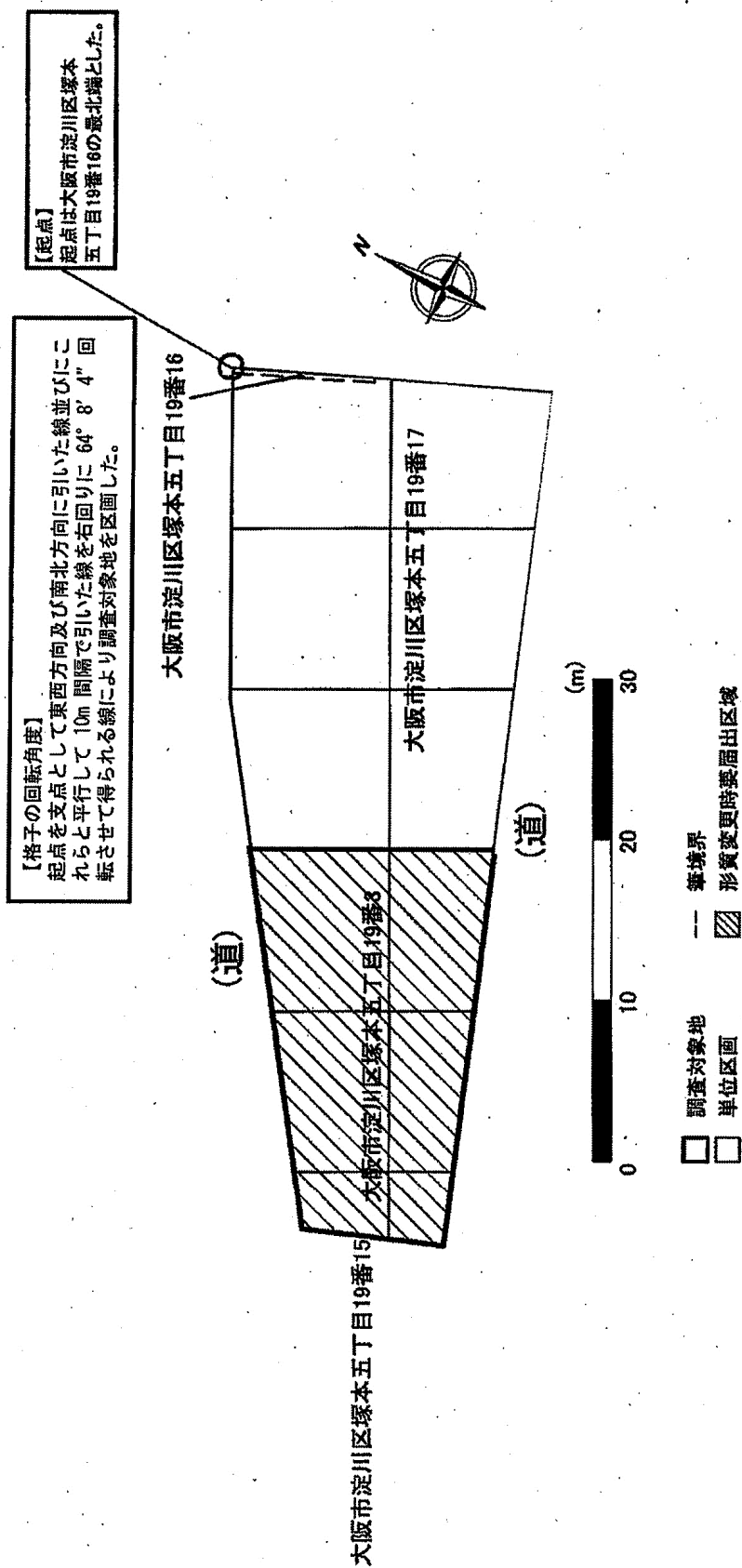
2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称

クロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

別図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1241号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

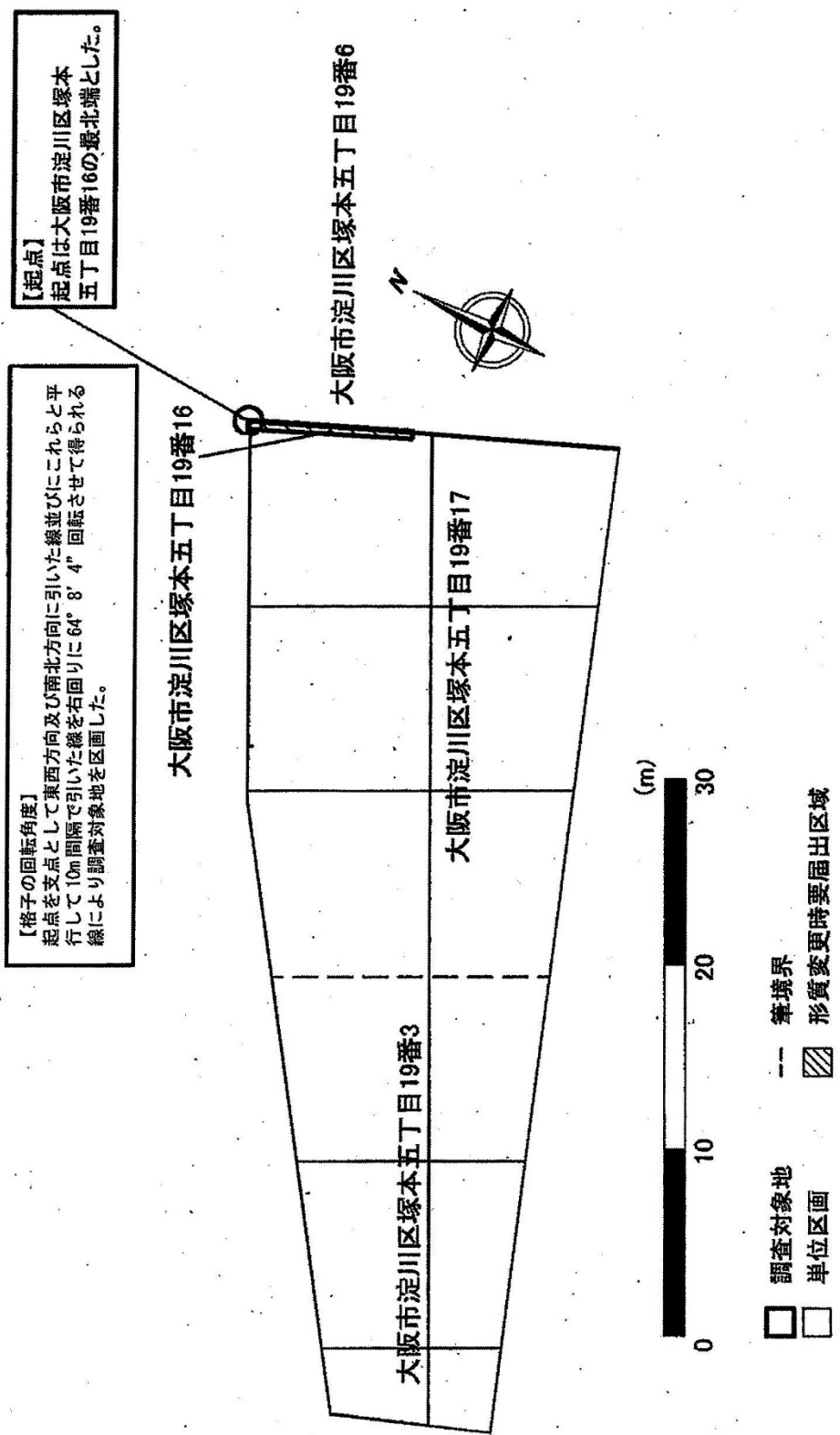
なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 指定する形質変更時要届出区域
別図のとおり（大阪市淀川区塚本五丁目19番16）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則第58条第4項第9号に該当（全ての区域）

別図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1242号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎建設局総務部経理課（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル1TM棟6階）

①モノクロデジタル複合機長期借入（平成29年度）（単価契約）31台 ②一般 ③29.7.26 ④椿本商事株式会社 大阪府大阪市浪速区難波中2-6-6 ⑤（100枚当たり）62円（税抜） ⑥29.5.26

◎建設局総務部経理課（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル1TM棟6階）

①カラーデジタル複合機長期借入（平成29年度）（単価契約）24台 ②一般 ③29.7.26 ④椿本商事株式会社 大阪府大阪市浪速区難波中2-6-6 ⑤（1枚当たり）カラー4.39円（税抜）、モノクロ0.51円（税抜） ⑥29.5.26

（建設局総務部経理課）

大阪市告示第1243号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成29年9月15日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
九 条 高 津 第 1 号 線	浪 速 区 湊 町 1 丁 目 1 番 先	車椅子等
浪 速 区 第 9 2 0 5 号 線	浪 速 区 元 町 1 丁 目 1 番 先	車椅子等

（建設局総務部路政課）

大阪市告示第1244号

平成26年大阪市告示第508号（大阪市立駐車場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間並びに利用料金の額の承認）の一部を次のように改正するので、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）第6条第10項の規定に基づき告示する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 「2 大阪市立駐車場の利用料金（1）自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金」の表中、法円坂駐車場の項を次のように改める。

区分	時間帯	一時駐車料金の額		
		受付時間内	受付時間外	上限料金
法円坂 駐車場	1号	午前7時から 午後10時まで	駐車時間30分まで ごとに200円	—
		午後10時から 翌日午前7時 まで	—	駐車時間60分まで ごとに100円
	2号	午前7時から 午後10時まで	駐車時間30分まで ごとに200円	—
		午後10時から 翌日午前7時 まで	—	駐車時間60分まで ごとに100円
				入庫後駐車 時間24時間 までごとに 1,300円
				入庫後駐車 時間24時間 までごとに 1,000円

- 2 実施年月日 平成29年9月5日から

（建設局道路部調整課）

大阪市（消）告示第23号

消防法（昭和23年法律第186号）第5条の3第1項の規定により命令を行ったので、同条第5項の規定により準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年9月1日

大阪市消防長 藤 井 茂 樹

- 防火対象物の所在地
大阪市西成区潮路2丁目4番36号
- 貯蔵所等の名称
焼肉 金星
- 命令を受けた者の氏名
三好 勇治
- 命令事項

1 階飲食店（焼肉金星）内の無煙ロースターに接続された排気ダクトの防火上安全な措置が講じられるまでの間、当該無煙ロースターの使用を禁止すること

5 命令年月日
平成29年 8 月 14 日

（消防局予防部予防課）

公 告

大阪市公告第87号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年 9 月 1 日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号
あべのルシアス13階
大阪市環境局総務部総務課
電話 06-6630-3126

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量	初度登録/検査年月	車台番号	型式
① 中古圧縮積込式小型ごみ収集車 （三菱、CNG自動車専用ガス 容器の充填可能期限切れ予定）	1 台	平成16年 1 月	FE73CB 501377	KK-FE73CB改
② 中古圧縮積込式小型ごみ収集車 （いすゞ、CNG自動車専用ガ ス容器の充填可能期限切れ）	1 台	平成15年 2 月	NKR81E 7007117	KR-NKR81EP改
③ 中古圧縮積込式小型ごみ収集車 （三菱、CNG自動車専用ガス 容器の充填可能期限切れ予定）	1 台	平成16年 1 月	FE73CB 501387	KK-FE73CB改
④ 中古圧縮積込式小型ごみ収集車 （三菱、CNG自動車専用ガス 容器の充填可能期限切れ予定）	1 台	平成16年 1 月	FE73CB 501435	KK-FE73CB改
⑤ 中古圧縮積込式小型ごみ収集車 （三菱、CNG自動車専用ガス 容器の充填可能期限切れ予定）	1 台	平成16年 1 月	FE73CB 501395	KK-FE73CB改

⑥ 中古圧縮積込式小型ごみ収集車 (三菱、CNG自動車専用ガス 容器の充填可能期限切れ予定)	1 台	平成16年 1 月	FE73CB 501423	KK-FE73CB改
⑦ 中古圧縮積込式小型ごみ収集車 (三菱、CNG自動車専用ガス 容器の充填可能期限切れ予定)	1 台	平成16年 1 月	FE73CB 501407	KK-FE73CB改
⑧ 中古圧縮積込式小型ごみ収集車 (三菱、CNG自動車専用ガス 容器の充填可能期限切れ予定)	1 台	平成16年 1 月	FE73CB 501363	KK-FE73CB改
⑨ 中古圧縮積込式小型ごみ収集車 (三菱、CNG自動車専用ガス 容器の充填可能期限切れ予定)	1 台	平成16年 1 月	FE73CB 501411	KK-FE73CB改
⑩ 中古小型自家用ダンプ (ニッサ ン、CNG自動車専用ガス容器 の充填可能期限切れ予定)	1 台	平成15年11月	AKR81E 7002382	KR-AKR81EP改
⑪ 中古小型自家用電気自動車 (ト ヨタ)	1 台	平成10年 3 月	愛 [51] 8238愛	BEA11G

3 下見日時及び場所

下見日時	下見場所
平成29年 9 月20日 (水) 午後 2 時から午後 3 時まで	南部環境事業センター 大阪市西成区南津守 5 - 5 - 26

4 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 入札参加申出受付期限までに、大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループに対し売払入札参加の申請を行い、承認書の交付を受けていること

5 入札説明書等の交付場所

上記 1 及び大阪市ホームページからダウンロード可

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html

6 入札参加に要する書類

(1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でない旨の誓約書（本市交付）

(2) 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループの発行する平成28・29年度物品売払入札参加承認証の写し

※ 平成28・29年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成28・29年度申請書」からダウンロードすること

7 入札参加申出の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成29年9月19日（火）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）

(2) 受付場所 上記1に同じ

8 入札参加資格の審査等

上記7の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

9 契約条項を示す場所

上記1に同じ

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

12 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

平成29年9月21日（木） 午後2時

(2) 入札執行の場所

あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室

13 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

14 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※ 入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、

必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

15 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

16 その他

(1) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

17 問い合わせ先

(売払物品に関する問い合わせ先)

①～⑩ 環境局事業部事業管理課 電話06-6630-3227

⑪ 環境局環境管理部環境管理課 電話06-6615-7694

(入札・契約に関する問い合わせ先)

環境局総務部総務課 電話06-6630-3126

(環境局総務部総務課)



大阪市公告第88号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟6階

大阪市建設局総務部経理課

電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量
天王寺バイパスほか8自転車保管所古自転車等-3	9 山

3 下見日時及び保管場所

下見日時		保管場所	所在地
平成29年 9月27日 (水)	午前9時30分 から午後4時 30分まで	天王寺バイパス自転車保管所	天王寺区南河堀町7
	(ただし、午	下寺自転車保管所	浪速区下寺3-6

前11時30分から午後1時30分を除く。)	南港第2自転車保管所	住之江区南港東2-4先 (阪神高速道路湾岸線高架下)
	瓜破自転車保管所	平野区瓜破6-3先 (阪神高速道路松原線高架下)
	十三バイパス自転車保管所 (南側)	北区大淀北1-4
	嬉ヶ崎西自転車保管所	此花区朝日2-2
	嬉ヶ崎東自転車保管所	此花区西九条5-2
	出来島自転車保管所	西淀川区出来島1-13
	鶴見リサイクルセンター跡地 自転車保管所	鶴見区緑地公園2-136

※ 下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること
(ただし、本市の休日を除く。)

建設局企画部方面調整課自転車対策担当 電話 06-6615-6684

F A X 06-6615-6577

4 入札参加資格

- (1) 平成28・29年度物品売払入札参加承認を受けていること。

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成29年9月26日(火)までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)

イ 使用印鑑届(本市様式)

ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)

※ 平成28・29年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成28・29年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

- (2) 古物営業法(昭和24年法律第108号)に基づく、古物商許可証(行商する)を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から平成29年 9 月26日（火）午後 5 時30分までの
本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時30分まで。

（午後 0 時15分から午後 1 時までを除く。）

- (2) 受付場所 上記 1 に同じ。

6 入札参加資格の審査等

- (1) 5 の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して
入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4 で交付した物品売払入札参加承認証及び古物商許可証を
確認することによるので、持参すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者
以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、
17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上
記 1 においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記 1 に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

大阪市建設局入札室（場所は上記 1 に同じ。）

12 入札執行日時

平成29年 9 月28日（木） 午前10時

13 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を
含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した
上で、入札すること

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者
以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記
載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 に該当する者、大
阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市
契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者。

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札。

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

- (1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。
- (2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、および契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札日当日中に契約保証金、および契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第

28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)

大阪市公告第89号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年9月1日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号 生野区役所4階
大阪市生野区役所企画総務課 電話 06-6715-9625

2 入札に付すべき事項

売払物品	予定数量
廃棄文書	約20,000kg

※ 廃棄文書には、ファイル類（パイプファイル、バインダー等）、クリップ、紐等を含む。

※ 数量は予定数量であり、実際とは差異がでることがある。

3 引取場所及び住所

大阪市生野区勝山南3-1-19
大阪市生野区役所 検診スペース前

4 契約期間

契約締結日から平成29年12月28日（木）まで

5 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 廃棄物再生事業者の登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）があること
- (5) 入札参加申請期限までに大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループに対し平成28・29年度物品売払入札参加の申請を行い、承認証の交付を受けていること

6 入札説明書等の交付等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、当該入札に関する問い合わせ先
上記1に同じ
- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成29年9月15日（金）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1及び生野区役所ホームページにおいて交付する。

(3) 入札参加申請書等の受付期間

平成29年9月1日（金）から同月15日（金）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

7 入札参加資格の審査等

入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

8 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10の額以上を納付し、平成29年10月4日（水）午後5時までに納付したことを証する書類を提出すること

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

ただし、大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約書作成の要否 要

9 入札執行の日時及び場所

入札執行日時 平成29年10月3日（火） 午前10時30分

入札執行場所 大阪市生野区役所5階 502会議室

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額は、売払物品ごとの予定数量に単価を乗じて得た合計金額を記載すること。また、取引に係る消費税及び地方消費税分（税率については8%）を含むものとする。

11 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、売払物品ごとの単価に予定数量を乗じた額の合計が最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって決定する。また、落札者は平成29年10月4日（水）午後5時までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること

12 入札の無効

大阪市契約規則第28条第1項の規定に該当する入札。なお、開札後落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

13 その他

(1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものと

する。

- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(生野区役所企画総務課)

大阪市水道局公告第1号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成29年9月1日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

1 担当

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟9階

大阪市水道局総務部管財課

電話 06-6616-5462

2 入札に付すべき事項

物件 番号	売却物品	数量	初度登録年月	車台番号	型式
ア	中古普通特種自動車	1台	平成12年3月	FC3JDD10042	KK-FC3JDDA
イ	中古普通特種自動車	1台	平成12年3月	FC3JDD10047	KK-FC3JDDA
ウ	中古普通特種自動車	1台	平成12年3月	FC3JDD10045	KK-FC3JDDA
エ	中古軽四貨物自動車（バン）	1台	平成18年5月	DA64V-630307	GBD-DA64V
オ	中古軽四貨物自動車（バン）	1台	平成17年5月	DA62V-529185	LE-DA62V
カ	中古軽四貨物自動車（バン）	1台	平成18年11月	DA64V-631247	GBD-DA64V
キ	中古軽四貨物自動車（バン）	1台	平成19年3月	DA64V-631635	GBD-DA64V
ク	中古軽四貨物自動車（バン）	1台	平成17年7月	DA62V-541599	LE-DA62V
ケ	中古軽四貨物自動車（バン）	1台	平成18年3月	DA64V-600499	GBD-DA64V
コ	中古軽四貨物自動車（バン）	1台	平成18年8月	S320V-0055634	GBD-S320V

サ	中古軽四貨物自動車（バン）	1 台	平成18年 8 月	S320V-0055895	GBD-S320V
シ	中古小型貨物自動車（バン）	1 台	平成13年 7 月	VW11-503837	TC-VW11
ス	中古小型貨物自動車（バン）	1 台	平成13年 9 月	VW11-504056	TC-VW11
セ	中古小型貨物自動車（バン）	1 台	平成13年 5 月	VW11-502615	TC-VW11
ソ	中古小型乗用自動車（バン）	1 台	平成14年 6 月	WRY11-252356	TA-WRY11
タ	中古小型貨物自動車（バン）	1 台	平成17年 4 月	VPE25-074970	LC-VPE25
チ	中古原動機付自転車	1 台	平成14年12月	AA01-1332719	スーパーカブ
ツ	中古原動機付自転車	1 台	平成13年10月	AA01-1095330	スーパーカブ

※ ア～ツの物件ごとに入札に付し、すべて有姿引渡とする。

3 下見の日時及び場所

入札に参加しようとする者は、次の日時及び場所において行う下見に必ず参加し、下見時間内に入札用紙（物品買受申込書）に主管担当者の確認印を受けること。

物件番号	下 見 の 日 時	下 見 場 所
ア～ツ	平成29年9月13日（水） 午後1時30分から午後3時まで	大阪市水道局 水道記念館内駐車場 大阪市東淀川区柴島1-3-1

※ 下見場所には下見参加者の駐車場所はないため、自動車等での来場は行わないこと

4 入札参加資格

(1) 本市の平成28・29年度物品売払入札参加承認を受けていること

なお、承認を受けていない場合は、大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市の平成28・29年度物品売払入札参加申請を行うこと。
ただし、平成29年9月12日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者であること

(4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者、又は同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者であること

5 入札参加に要する書類

大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループの発行する「平成28・29年度物品売払入札参加承認証」の写し（印影が明確に判別できるもの）

平成28・29年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム「不用品売払入札等のご案内」に「物品売払入札参加申請書（平成28・29年度申請書）」として掲載

(<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/uriharai.html>)

6 入札用紙（物品買受申込書）及び仕様書の交付期限

本公告の日から平成29年 9 月14日（木）午後 5 時30分まで

7 入札用紙（物品買受申込書）の交付方法及び場所

上記 1 にて無償で交付する。

ただし、交付時に上記 5 に記載の「平成28・29年度物品売払入札参加承認証」の写しを提出すること

8 仕様書の交付方法及び場所

上記 1 にて無償で交付する。また、大阪市水道局のホームページからダウンロード可能である。

※ 大阪市ホームページ「不用品売払入札案件一覧（水道局）」に掲載

(http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/84-Curr.html)

9 契約条項を示す場所

上記 1 に同じ

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上に相当する額を納付すること

落札者は本市が交付する納入通知書兼領収証書を用い、入札日翌開庁日の午後 5 時までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、入札日当日の午後 5 時までに契約金額の全額を即納される場合は、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第 7 号）第34条第 1 項第 4 号に基づき契約保証金の全部の納付を免除する。

12 入札執行場所

大阪市水道局 入札室（場所は上記 1 に同じ。）

13 入札執行日時

平成29年 9 月15日（金）午前10時

納入通知書兼領収証書は平成29年 9 月15日（金）午後 1 時以降から交付する。

14 入札の方法

- (1) 入札用紙（物品買受申込書）に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。入札用紙（物品買受申込書）の提出は、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受け

た代理人が記名押印すること

- (2) 再度入札は 1 回限りとする。結果発表後に再度入札用紙（物品買受申込書）を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること

15 入札の無効

- (1) 大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第 7 号）第26条第 1 項各号のいずれかの規定に該当する入札
- (2) 入札用紙（物品買受申込書）に下見時に押印する主管担当者の確認印の無い入札
- (3) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格で行った入札なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。
- (4) 開札後落札決定までに、入札を行った者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
- (5) 転売目的の場合、古物営業許可を受けない者のした入札は無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

17 契約金額の納付期日

平成29年 9 月 26 日（火）

18 物品引取期限

平成29年 9 月 29 日（金）

なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第 7 号）第46条第 1 項を適用し、延滞違約金を徴収する。

19 転売目的で入札に参加する際の注意事項

転売目的で入札に参加しようとする者は、古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく古物営業許可を受けていること

落札後速やかに、本市指定様式の誓約書とともに古物商許可証の写しを下記21（売払物品に関する問い合わせ先）の担当課まで提出すること

20 その他

- (1) 落札者が契約保証金を納付しなければならない場合、本市が指定する期限までに納付されなかったときは、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第 7 号）第30条第 3 項に基づき、落札を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市水道局契約

規程第26条第1項第1号に該当するものとして、その者に係る入札は無効とする。

21 問い合わせ先

(売払物品に関する問い合わせ先)

大阪市水道局総務部管財課 (管財)

電話06-6616-5458

(入札・契約に関する問い合わせ先)

大阪市水道局総務部管財課 (契約)

電話06-6616-5462

(水道局総務部管財課)